基本五か年計画（その2）

基本計画の目標四点の今年度実施計画について ㈠新時代の基盤の整備 ㈡均衡と調和のとれた産業の振興と経済関発の二点は前月号でお知らせしました。

今回は ㈢快適な生活をおくるための社会開発 ㈣健康で文化的な人づくりのための教育文化の振興と広域行政の概要についてお知らせします。

焼却炉購入に 一、五〇〇円補助

ごみ処理対策については、山武郡市環境衛生事業振興組合の処理施設を整備、拡大するほか、自家処理を推進するため、小型焼却炉普及補助を計画しています。

し尿処理対策については、広域行政により処理業務の充実を図るほか、し尿浄化槽の設置家庭に対する管理体制を整えます。

給付金の増額 第一保育所防音工事 など 福祉対策進む

社会福祉のうち心身障害者、母子、老人、児童福祉対策については、それぞれ会の育成のための助成金の増額を行うほか、給付関係予算の増額が図られています。この中で特に児童福祉対策では、新東京国際空港の開港に伴う航空機騒音により保育環境の悪化が心配されるため、第一保育所の防音工事を計画しています。

これらの福祉関係予算は総額で三億三、四〇〇万円が措置されています。

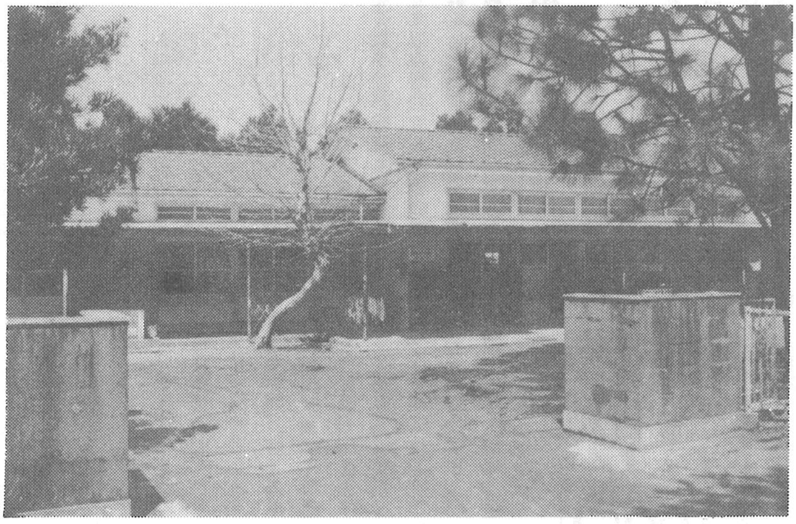

防音工事が計画されている第Ⅰ保育所

㋜㋪㋖㋵だより（その5）

不在者投票の手続きはどうするのか？

投票所での投票は、選挙人が投票所へ行って選挙人名簿との対照を受け、投票用紙をもらって投票記載所で候補者氏名を書き投票箱へ入れればすべての手続きが終るのですが、不在者投票の場合は、不在者投票をする理由がある特定の選挙人が、投票当日投票所の投票箱に直接投函する以外の方法によって投票するのですから、そのために特別の手続きが必要になります。

不在者投票をする理由に該当するかどうかについては、その所属の市町村の選挙管理委員会の委員長の認定を得なければなりませんので、そのためには自分の不在者投票をする理由を具体的に申し立てるとともに、その申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書（認印が必要）を提出しなければなりません。

投票箱に直接入れないことに対しては、それぞれの不在者投票管理者の管理する記載所で行った投票を自分の手で、投票用内封筒に入れて封をし、さらに不在者投票

それぞれによって手続きも異なるので、その手続きを説明するよりも、次のようにその時にそれぞれの関係先の選挙管理委員会に電話等で尋ねることをおすすめします。その方が間違いが少なく、わかりやすいと思います。

①の場合は、名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会に、

②の場合は、現に滞在している市町村の選挙管理委員会に

③の場合は、その指定病院の事務長等に。

現行法では、投票所での投票のほかに前記のように不在者投票制度まで設けてはありますが、いずれにしても本人が投票所かまたは不在者投票管理者の管理する場所に行かなければなりませんので、これらの場所に行けない人は、投票したくても投票できないことになります。

たとえば、①自宅で寝たきりの人 ②指定病院以外の病院に入院中の人などがこれに当ります。

選挙の際、時としてこのこと